

株式交換に関する事後開示書類

(株式会社日本創発グループと望月印刷株式会社との株式交換について)

2026年3月30日

株式会社日本創発グループ

望月印刷株式会社

2026年3月30日

株式交換に関する事後開示書類

東京都台東区上野三丁目24番6号
株式会社日本創発グループ
代表取締役 藤田 一郎

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目195番地
望月印刷株式会社
代表取締役 山部 鉄兵

株式会社日本創発グループ（以下、「日本創発グループ」といいます。）及び望月印刷株式会社（以下、「望月印刷」といいます。）の二社は、2026年2月24日付で両社の間で締結した株式交換契約に基づき、2026年3月30日を効力発生日として、日本創発グループを株式交換完全親会社、望月印刷を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事項は、次のとおりです。

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年3月30日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過
望月印刷は、会社法第785条第3項の規定により、2026年3月9日付で望月印刷の株主に対し、株式交換をする旨及び株式交換完全親会社である日本創発グループの商号及び住所を通知しました。
なお、会社法第785条第1項の規定に基づき株式の買取を請求した株主はありませんでした。

- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- 3 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- 4 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
- 本株式交換により日本創発グループに移転した望月印刷の株式の数は 64,000 株です。
- 5 その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) 日本創発グループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株主はありませんでした。
 - (2) 望月印刷は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2026 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) 日本創発グループは、本株式交換に際して、本株式交換により日本創発グループが望月印刷の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における望月印刷の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、日本創発グループを除く。）に対し、その所有する望月印刷の普通株式 1 株につき日本創発グループの普通株式 1.6 株の割合をもって割当交付しました。
日本創発グループが本株式交換において交付した株式数は普通株式 102,400 株であり、その全てを日本創発グループが所有する自己株式により充当したため、新株式の発行は行われておりません。

(4) 本株式交換により増加した日本創発グループの資本金及び準備金は以下のとおりです。

① 資本金の額 : 0 円

② 資本準備金の額 : 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

③ 利益準備金の額 : 0 円

以上